

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則  
 岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
 (防 災 課) 一<sup>ハ</sup>  
 (同) 二

### 告示

岐阜県防災行政無線通信取扱規程の一部改正  
 (防 災 課) 六

### 訓令

大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令  
 (防 災 課) 七

## 規則

岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十九号の二

### 岐阜県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県災害救助法施行細則(昭和三十五年岐阜県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一一第一号(一)中「への収容」を「の供与」に改め、同号(三)ただし書中「を収容する」を「に供与する」に改め、同号(三)中「三〇〇円」を「三一〇円」に改め、同表一第二号(一)中「応急仮設住宅」の下に「の供与」を加え、同号(一)中「二百四十万円」を「二百五十三万円」に改め、同号(四)中「高齢者等であつて、日常生活において特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する」を「老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する」に改め、同号(五)中「に収容する」を「を供与する」に改め、同号(六)中「以内に」の下に「建築に」を加え、同号(七)中「第八十五条第四項」を「第八十五条第三項又は第四項」に、「期間(二年)」を「期限まで」に改め、同表一第二号(一)中「収容された」を「避難している」に改め、同号(三)中「千十円」を「千四十円」に改め、同表一第三号(一)及び(二)を次のように改める。

(一) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行 (休日) (ときは翌日)

平成二十六年四月一日

別表第一四第一号(四)中「それぞれ」を削り、「場合」を「場合にあつて」に、「及び破

| 冬季(十月から三月まで) | 夏季(四月から九月まで) | 世帯の区分<br>季別 | 五人を超える世帯                          |
|--------------|--------------|-------------|-----------------------------------|
| 九、四〇〇円       | 五、八〇〇円       | 一人世帯        | 一八、〇〇〇円に五人を超え一人増すことにより、五〇〇円を加算した額 |
| 二、三〇〇円       | 七、八〇〇円       | 二人世帯        |                                   |
| 一、四〇〇円       | 二、七〇〇円       | 三人世帯        |                                   |
| 二、〇〇〇円       | 一、四〇〇円       | 四人世帯        |                                   |
| 二、一〇〇円       | 一、八〇〇円       | 五人世帯        |                                   |

(二) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

| 冬季(十月から三月まで) | 夏季(四月から九月まで) | 世帯の区分<br>季別 | 五人を超える世帯                          |
|--------------|--------------|-------------|-----------------------------------|
| 二、四〇〇円       | 一、七〇〇円       | 一人世帯        | 五二、二〇〇円に五人を超え一人増すことにより、五〇〇円を加算した額 |
| 三、一〇〇円       | 三、九〇〇円       | 二人世帯        |                                   |
| 三、一〇〇円       | 三、七〇〇円       | 三人世帯        |                                   |
| 三、一〇〇円       | 四、四〇〇円       | 四人世帯        |                                   |
| 六、一〇〇円       | 五、二〇〇円       | 五人世帯        |                                   |

損した」を、「破損した」に、「実費」を「実費とし」に、「診療報酬の額以内」を「診療報酬の額以内とし」に改め、同表第四第一号(三)中「それぞれ」を削り、「場合」を「場合にあつて」に、「衛生材料」を「衛生材料等」に、「実費」を「実費とし」に改め、同表第六第一号中「五十二万円」を「五十四万七千円」に改め、同表第九第三号中「二十万円」を「二十万六千円」に、「十六万八千円」を「十六万四千八百円」に改め、同表第十第二号(四)中の各号を削り、同号(四)中「三千三百円」を「三千四百円」に改め、同号(四)イ中「五千円」を「五千二百円」に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十六年四月一日  
岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十号  
岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則(昭和三十七年岐阜県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。  
第二条の第三第二項中「危機管理統括監」を「危機管理部長」に改める。  
第四条の第四第二項第一号中「広報課」を「秘書課」に、「総合企画部総合政策課」を「清流の国推進部清流の国づくり政策課」に改める。  
第五条第四項中「危機管理課長」を「危機管理政策課長」に改める。  
第六条第三項第一号中「岐阜地域調整室」を「危機管理政策課(岐阜地域防災係及び建築事務所」「リニア推進事務所」に改める。  
岐阜地域防災対策監に限る。)に、「リニア推進事務所」を「浄水事務所」に改める。  
第八条第三項中「岐阜地域統括監」を「岐阜地域危機管理監」に、「振興局副局長」を「振興局振興課長」に、「岐阜地域調整室長」を「岐阜地域防災対策監」に改め、「振興局の各課長」の下に「振興課長を除く。」を加える。

|                                 |  |   |                                    |   |                                 |   |                                    |   |   |                                    |   |   |                                    |   |   |                                    |
|---------------------------------|--|---|------------------------------------|---|---------------------------------|---|------------------------------------|---|---|------------------------------------|---|---|------------------------------------|---|---|------------------------------------|
| <p>別表第二 総合企画部の部に次に次のように加える。</p> | <p>別表第一中「秘書広報統括監(秘書広報統括監の職にある者がいない場合にあつては、秘書広報統括監)」を「秘書政策審議監」に改め、「危機管理統括監」を削り、「総合企画部長」を「清流の国推進部長」に改める。</p> | <p>別表第二 危機管理部の部に削り、同表総務部の部職員厚生班の項事務分掌の欄を次のように改める。</p> | <p>別表第二 総務部の部管財班の項の次に次のように加える。</p> | <p>別表第二 総合企画部の部名の欄中「総合企画部」を「清流の国推進部」に改め、同部中「総合企画部長」を「清流の国推進部長」に、「総合企画部次長」を「清流の国推進部次長」に改め、同部総合政策班の項中「総合政策班」を「清流の国づくり政策班」に、「総合企画部」を「清流の国推進部」に、「総合政策課長」を「清流の国づくり政策課長」に改め、同部市町村班の項中「総合企画部」を「清流の国推進部」に改め、同部情報企画班の項から清流の国づくり推進班の項までを削り、同部に次のように加える。</p> | <p>別表第二 総合企画部の部に次に次のように加える。</p> | <p>別表第二 危機管理部の部に削り、同表総務部の部職員厚生班の項事務分掌の欄を次のように改める。</p> | <p>別表第二 総務部の部管財班の項の次に次のように加える。</p> | <p>別表第二 総合企画部の部名の欄中「総合企画部」を「清流の国推進部」に改め、同部中「総合企画部長」を「清流の国推進部長」に、「総合企画部次長」を「清流の国推進部次長」に改め、同部総合政策班の項中「総合政策班」を「清流の国づくり政策班」に、「総合企画部」を「清流の国推進部」に、「総合政策課長」を「清流の国づくり政策課長」に改め、同部市町村班の項中「総合企画部」を「清流の国推進部」に改め、同部情報企画班の項から清流の国づくり推進班の項までを削り、同部に次のように加える。</p> | <p>別表第二 危機管理部の部に削り、同表総務部の部職員厚生班の項事務分掌の欄を次のように改める。</p> | <p>別表第二 総務部の部管財班の項の次に次のように加える。</p> | <p>別表第二 総合企画部の部名の欄中「総合企画部」を「清流の国推進部」に改め、同部中「総合企画部長」を「清流の国推進部長」に、「総合企画部次長」を「清流の国推進部次長」に改め、同部総合政策班の項中「総合政策班」を「清流の国づくり政策班」に、「総合企画部」を「清流の国推進部」に、「総合政策課長」を「清流の国づくり政策課長」に改め、同部市町村班の項中「総合企画部」を「清流の国推進部」に改め、同部情報企画班の項から清流の国づくり推進班の項までを削り、同部に次のように加える。</p> | <p>別表第二 危機管理部の部に削り、同表総務部の部職員厚生班の項事務分掌の欄を次のように改める。</p> | <p>別表第二 総務部の部管財班の項の次に次のように加える。</p> | <p>別表第二 総合企画部の部名の欄中「総合企画部」を「清流の国推進部」に改め、同部中「総合企画部長」を「清流の国推進部長」に、「総合企画部次長」を「清流の国推進部次長」に改め、同部総合政策班の項中「総合政策班」を「清流の国づくり政策班」に、「総合企画部」を「清流の国推進部」に、「総合政策課長」を「清流の国づくり政策課長」に改め、同部市町村班の項中「総合企画部」を「清流の国推進部」に改め、同部情報企画班の項から清流の国づくり推進班の項までを削り、同部に次のように加える。</p> | <p>別表第二 危機管理部の部に削り、同表総務部の部職員厚生班の項事務分掌の欄を次のように改める。</p> | <p>別表第二 総務部の部管財班の項の次に次のように加える。</p> |
| <p>1 災害対策本部の事務局、指揮統括及び</p>      | <p>1 災害対策本部の事務局、指揮統括及び</p>   | <p>1 災害対策本部の事務局、指揮統括及び</p>                            | <p>1 災害対策本部の事務局、指揮統括及び</p>         | <p>1 災害対策本部の事務局、指揮統括及び</p>  | <p>1 災害対策本部の事務局、指揮統括及び</p>      | <p>1 災害対策本部の事務局、指揮統括及び</p>                            | <p>1 災害対策本部の事務局、指揮統括及び</p>         | <p>1 災害対策本部の事務局、指揮統括及び</p>  | <p>1 災害対策本部の事務局、指揮統括及び</p>                            | <p>1 災害対策本部の事務局、指揮統括及び</p>         | <p>1 災害対策本部の事務局、指揮統括及び</p>  | <p>1 災害対策本部の事務局、指揮統括及び</p>                            | <p>1 災害対策本部の事務局、指揮統括及び</p>         | <p>1 災害対策本部の事務局、指揮統括及び</p>  | <p>1 災害対策本部の事務局、指揮統括及び</p>                            | <p>1 災害対策本部の事務局、指揮統括及び</p>         |
| <p>6 被害情報集約システム、防災情報モバ</p>      | <p>5 防災行政無線の管理運用に関すること。</p>  | <p>4 自衛隊等他機関への災害派遣要請等広</p>                            | <p>3 職員等の動員準備及び警戒体制の指揮監</p>        | <p>2 災害対策本部の事務局、指揮統括及び</p>  | <p>1 災害対策本部の全体の調整及び指揮統</p>      | <p>8 オフサイトセンターへの連絡員の派遣</p>                            | <p>7 振興局(振興局に置かれる事務所を含む)</p>       | <p>6 緊急時迅速放射能影響予測ネットワーク</p>   | <p>5 原子力災害に係る被害情報の収集に関</p>                            | <p>4 原子力災害に係る自衛隊等他機関への</p>         | <p>3 原子力災害に係る職員等の動員準備及び</p>   | <p>2 災害対策本部の事務局、指揮統括及び</p>                            | <p>1 災害対策本部の全体の調整及び指揮統</p>         | <p>3 防災交流センターの災害対策及び連絡</p>  | <p>2 緊急通行車両の確認に関すること。</p>                             | <p>1 連絡調整に関すること。</p>               |

|   |   |
|---|---|
|   |   |
| <p style="text-align: center;">消防班<br/>部<br/>危機管理<br/>部<br/>消防課<br/>長</p> | <p>イルネットワーク等による被害情報の収集に関する事。</p> <p>7 振興局(振興局)に置かれる事務所を含む。)及び危機管理政策課岐阜地域防炎係の災害対策及び連絡調整に関する事。</p> <p>8 被災地への調査員の派遣に関する事。</p> <p>9 防災ヘリコプターの運用に関する事。</p> <p>10 防災ヘリコプターの広域応援に関する事。</p> <p>11 災害ボランティア及び災害ボランティアコーディネーターとの連絡調整に関する事。</p> <p>12 被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)及び岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助に関する事。</p> <p>13 広域防災センターの災害対策及び連絡調整に関する事。</p> <p>14 災害救助法(昭和二十二年法律第一百八号)に関する事。</p> <p>15 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する事。</p> <p>1 災害対策本部の事務局、指揮統括及び連絡調整に関する事。</p> <p>2 消防機関の活動の把握及び指示に関する事。</p> <p>3 消防危険物関係の緊急措置に関する事。</p> <p>4 保安(火薬類、高圧ガス及びLPガス施設)関係の緊急措置に関する事。</p> <p>5 消防の広域応援(緊急消防援助隊を含む。)に関する事。</p> <p>6 消防学校の災害対策及び連絡調整に関する事。</p> |

- 3 別表第二環境生活部の部環境生活政策班の項に次の三号を加える。
- 4 大学等高等教育機関との連絡調整に関する事。
- 5 在住外国人等に係る災害対策の連絡調整に関する事。
- 6 安否情報に関する事。

|  |  |
|--|--|
| <p>別表第二環境生活部の部男女参画青少年班の項中「男女参画青少年班」を「私学振興・青少年班」に、「男女参画青少年課長」を「私学振興・青少年課長」に改め、同項事務分掌の欄を次のように改める。</p> <p style="text-align: center;">私立学校の災害対策に関する事。</p> <p>別表第二環境生活部の部少子化対策班の項を削り、同部人づくり文化課の項中「人づくり文化班」を「文化振興班」に、「人づくり文化課長」を「文化振興課長」に改め、同項事務分掌の欄を次のように改める。</p> <p style="text-align: center;">県有文化施設(文化振興課所管分)の災害対策に関する事。</p> <p>別表第二環境生活部の部人権施策推進班の次に次のように加える。</p> | <p style="text-align: center;">統計班<br/>環境生活部<br/>統計課長</p> <p style="text-align: center;">災害対策の応援に関する事。</p> |
| <p>別表第二健康福祉部の部健康福祉政策班の項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、同部保健医療班の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。</p> <p>5 心のケアチームの派遣に関する事。</p> <p>別表第二健康福祉部の部生活衛生班の項第二号中「食肉衛生検査所」の下に「及び動物愛護センター」を加え、同部子ども家庭班の項を削り、同部に次のように加える。</p>  | <p>子ども・女性政策<br/>健康福祉部<br/>子ども・女性政策課長</p> <p>災害対策に協力する女性団体等(他班の所管に属さないものに限り。)との連絡調整に関する事。</p>               |
| <p>子ども・家庭政策<br/>健康福祉部<br/>子ども家庭課長</p> <p>1 社会福祉施設(子育て支援課所管分)の災害対策に関する事。</p> <p>2 被災児童の保護に関する事。</p> <p>3 被災母子世帯に対する母子福祉資金の融資に関する事。</p>  | <p>子育て支援班<br/>健康福祉部<br/>子育て支援課長</p> <p>1 社会福祉施設(子育て支援課所管分)の災害対策に関する事。</p> <p>2 災害救助の応援実施に関する事。</p>         |



「環境生活部各班」「防災班」  
同表県民相談チームの項中 危機管理班 を 環境生活部各班 に改める。  
中小企業班 「 商業・金融課 」

別表第四岐阜支部の項中「岐阜地域調整室内」を「危機管理政策課内」に改める。  
別表第五総務班の項中「岐阜地域調整室長」を「岐阜地域防災対策監」に改め、同表  
建築班の項を削り、同表流域浄水班の項の次に次のように加える。

| 建築班 | 建築事務所長                              |
|-----|-------------------------------------|
| 1   | 被災者に対する独立行政法人住宅金融支援機構の融資に関すること。     |
| 2   | 災害救助者用仮設住宅の建設及び住宅応急修理についての協力に関すること。 |
| 3   | 総合庁舎の応急危険度判定に関すること。                 |
| 4   | その他災害対策に関すること。                      |

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百二十四号

岐阜県防災行政無線通信取扱規程（平成七年岐阜県告示第百三十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

第七条第一項中「危機管理統括監」を「危機管理部長」に、「もつて」を「もつて」に改める。

第九条第一項中「掲げる者」を「定める者」に、「もつて」を「もつて」に改める。

第二十四条中「各号」の下に「のいずれか」を加える。

別表一四の表固定局の部防災岐阜の項を削り、同表端末地球局の部LASC0M岐阜  
県岐阜スーパーバード可搬地球V一三二の項を削る。

別表一五の表端末地球局の部LASC0M岐阜県岐阜スーパーバード可搬地球V五一  
の項の前に次のように加える。

LASC0M岐阜県岐阜スーパーバード可搬 岐阜県県民ふれあい会館内  
地球V一三二

別表一六の表端末地球局の部LASC0M岐阜県岐阜スーパーバード可搬地球V一〇  
三の項、LASC0M岐阜県岐阜スーパーバード可搬地球V四七の項、LASC0M岐  
阜県岐阜スーパーバード可搬地球V一七の項、LASC0M岐阜県岐阜スーパーバード  
可搬地球V九二の項、LASC0M岐阜県岐阜スーパーバード可搬地球V九四の項、L  
ASC0M岐阜県岐阜スーパーバード可搬地球V九五の項、LASC0M岐阜県岐阜ス  
ーパーバード可搬地球V九七の項、LASC0M岐阜県岐阜スーパーバード可搬地球V九  
一の項、LASC0M岐阜県岐阜スーパーバード可搬地球V一五の項、LASC0M  
岐阜県岐阜スーパーバード可搬地球V一五の項、LASC0M岐阜県岐阜スーパーバ  
ード可搬地球V二二の項及びLASC0M岐阜県岐阜スーパーバード可搬地球V二五の項  
を削る。

別表一八の表通信所の部自動車税事務所の項及び産業技術センターの項から東海農政  
局岐阜農政事務所の項までを削る。

別表一九の表陸上移動局の部中「岐阜県一二七」を 「岐阜県一二七」に、「岐阜県防

「岐阜県防対二八

岐阜一

岐阜二

岐阜三

岐阜二〇〇

岐阜二〇一

「岐阜一

岐阜二

岐阜三

岐阜二〇〇

岐阜二〇一

対二八」を

に改め、

を削り、「岐阜総合庁舎内」を

「岐阜県県民ふれあい会館内」に改め、「岐阜県防対一」を削る。

別記第一号様式中「岐阜県岐阜県民ふれあい会館」を「岐阜県岐阜県民ふれあい会館」に改める。

附則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第十七号

庁 中 一 般  
各 現 地 機 関

大規模地震対策特別措置法第十七条第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部  
員の指名に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

大規模地震対策特別措置法第十七条第五号に規定する岐阜県地震災害警戒  
本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令

大規模地震対策特別措置法第十七条第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部  
員の指名に関する規程（昭和五十四年岐阜県訓令甲第二十号）の一部を次のように改正  
する。

第二号中「秘書広報統括監（秘書広報統括監の職にある者が不在の場合にあつては、秘  
書広報総括監）、危機管理統括監」を削り、「総合企画部長」を「清流の国推進部長、  
危機管理部長」に、「会計管理者」を「及び会計管理者」に改め、第三号を第四号と  
し、第二号の次に次の一号を加える。

三 秘書政策審議監

附 則

この訓令は、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社